収益認識

当機構は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「附属明細書⑭セグメント情報の開示」をご参照ください。なお、当該附属明細における収益には、顧客との契約から生じる収益に加え、リース取引等に基づく収益等が含まれております。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「５収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①　契約資産及び契約負債の残高等

契約資産	154百万円
契約負債	62,891百万円

契約資産は、受託契約等について、当機構が請求を行っていない工事等の進捗に係る対価であります。

契約負債は、譲渡契約等について、顧客から受け取った前受金であります。

②　残存履行義務に配分した取引価格

既存の契約から翌事業年度以降に認識することが見込まれる収益の金額に重要性はありません。

重要な債務負担行為

翌事業年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は、351,866,793,601円となっています。

金融商品関係

１　金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金等に限定し、財政融資資金及び金融機関からの借入、都市再生債券の発行等により資金を調達しています。使途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に従っています。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、内部規程に基づく債権管理方針に従ってリスク低減を図っています。

２　金融商品の時価に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。時価には市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、市場価格のない株式等及び重要性の乏しい科目等は次表には含めていません。また、現金及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものは記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
①　割賦等譲渡債権	72,683		
貸倒引当金	△ 971		
	71,711	71,947	235
②　破産・更生債権等	18,445		
貸倒引当金	△ 18,252		
	193	193	—
③　受入保証金	(120,126)	(90,152)	(△ 29,973)
④　都市再生債券	(1,035,000)	(809,077)	(△ 225,922)
⑤　長期借入金	(8,534,873)	(7,705,904)	(△ 828,968)
⑥　長期受入保証金	(59,360)	(37,634)	(△ 21,727)

注）負債に計上されているものは、（　）で示しています。

注１）　市場価格のない株式等は次のとおりです。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券	1,089
関係会社株式	86,597

注２）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しています。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①　割賦等譲渡債権

割賦等譲渡債権の種類ごとに分類し、期限前返済分と貸倒分を予測し織り込んだキャッシュ・フローをリスクフリーレート（国債利回り）で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル３の時価に分類しています。

②　破産・更生債権等

破産・更生債権等は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としており、レベル３の時価に分類しています。

③　受入保証金

受入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレート（国債利回り）で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しています。

④　都市再生債券

都市再生債券の時価は、市場価格によって評価しており、レベル２の時価に分類しています。（１年以内償還予定都市再生債券も含む。）

⑤　長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しています。（１年以内返済予定長期借入金も含む。）

⑥　長期受入保証金

長期受入保証金の時価は、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローをリスクフリーレート（国債利回り）で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しています。